

## 12月号CONTENTS

### ある日、社員から訴えられないために

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第69回 会社の保険その32

企業を取巻くリスクとその対策 安全管理体制構築の必要性

時流を読む 「蘇れ医療 安全のコスト」「教員のうつ傾向深刻 一般企業の2.5倍」

### ある日、社員から訴えられないために

#### セクハラ対策の指針！

「セクハラで懲戒解雇は厳しすぎる」と、不服訴訟を行った男性が、第一審で敗訴！...平成19年4月1日に改正施行された男女雇用機会均等法以降、セクハラ行為による従業員の懲戒解雇処分が増加しています。

この改正で事業主には、職場におけるセクシャルハラスメント対策について、雇用管理上必要な9項目の措置を講じることが義務付けられました。必要な措置を講じず是正指導にも応じない場合、「企業名公表」の対象となります。また、使用者責任としての損害賠償や社内の士気低下など多くのリスクを背負います。

なお改正では、男性へのセクハラも含まれることになりました。そのため 男性が男性にセクハラをする 女性が女性にセクハラをする 女性が男性にセクハラするといったパターンも出て来ました。ちなみに、男性が男性に対するセクハラでは、上司が部下の身体的特徴への性的冗談があります。胸毛が濃い部下に、「胸毛くん」とあだ名をつけて職場で呼ぶ行為などです。実際に、このような事例は発生しており、上司が呼ぶ性的冗談に苦痛を感じ、労働意欲低下から、ついにはうつ病になったケースがあります。ここまで来ると、精神障害に伴う労災事件となり、会社の使用者責任は免れません。このように、男女雇用機会均等法が、事業主への配慮義務から措置義務に変わったことで、加害者に厳正に対応する会社が増えてきたのです。一昔前は、「セクハラという言葉は知っているけれど、当社は関係ない！」と大半の中小企業経営者は思っていました。しかし、もう他人事ではありません。男女雇用機会均等法第11条は、第1項...当該労働者からの相談に適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置

を講じなければならない。

第2項...事業主が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るために必要な指針を定めるものとする。とあります。

さて、あなたの会社では、指針にある項目をクリアしているでしょうか？就業規則や人事制度の仕組み、管理者の社員に対する対応や業務の進め方の見直しは？社員に対する研修を行いましたか？

「個別労働紛争解決制度」に基づき、平成19年度、総合労働相談件数約100万件、民事上の個別労働関係紛争相談件数は、約20万件と年々増加しています。もし何も対処していないのであれば、あなたの会社も、この件数に含まれる日が近いのかもしれない。

#### 法第11条第2項にある指針に関わるチェック項目

1. セクシュアルハラスメントの内容・セクシャルハラスメントがあってはならない旨の方針を明確化し、周知・啓発すること。
2. 行為者については、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等に規定し、周知・啓発すること。
3. 相談窓口をあらかじめ定めること。
4. 窓口担当者は、内容や状況に応じ適切に対処できるようにすること。また、広く相談に対応すること。
5. 事実関係を迅速かつ正確に確認すること。
6. 事実確認ができた場合は、行為者及び被害者に対する措置をそれぞれ適正に行うこと。
7. 再発防止に向けた措置を講じること。
8. 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、周知すること。
9. 相談したこと、事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な扱いを行ってはならない旨を定め、周知・啓発すること。

# リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第69回～

## 会社の保険 その32 会社の保険管理

私たちが毎年支払っている保険料は、対象となるリスク(火災事故等)が発生することで、資金的困窮から破産する可能性に備える目的で支払う契約の対価です。前号は「保険の平準化機能」について説明しました。リスクの平準化目的で支払われる保険料は、「損金計上(業務に必要な経費として扱われる)」になります。保険管理上では、コスト管理の対象であり、少ない費用で最大の効果を上げられるよう工夫します。ここで気をつけたいことは、一般的に人は、自らに降りかかるリスクを過小評価しがちだということです。結果、安全等に係るコストを削減してしまうことで、無防備に近い状態が起こりがちになります。

さて、会社が抱えるリスクは、保険会社に保険料を支払えば解決するものではありません。大半のリスク、とくにビジネスリスク(原料価格の高騰や価格破壊等)は、ほとんど自社で備えなければならないのは明白でしょう。このようなケースで、「保険の積立金効果」が活用出来るのです。今回は、「保険の積立金効果」について説明します。

すべての保険商品で、この積立金効果が得られるわけではありません。具体的には、解約返戻金が高率で発生する保険商品が選択されます。生命保険分野の養老保険や終身保険及び長期平準定期保険などが実際の現場で活用されています。それでは具体的に見ていきます。

下表は、40歳(男性)経営者が、表記内容の生命保険に加入した例です。年間保険料は、13,985,500円です。解約返戻金の欄が、本号で説明している「保険の積立金機能」を表しています。

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

法人の決算書では、実際の解約返戻金の額ではなく、表右端にある「含み損益」を差し引いた金額が貸借対照表の資産の部に、「保険積立金」という科目で記載されます。

単純返戻率だけをみれば、銀行等の積立預金の方が利回りが良いのでは？と感じられる方も多いでしょう。しかし事例の保険商品でいえば、表に記載はしていませんが、年間保険料のうち2,913,645円は損金計上されています。会社が負担する税率を41%とすると、約120万円の税効果があります。また、解約返戻金だけでなく、万一の場合の死亡保険金が5億円もあるということで、一般の金融商品とは比べられるものではないということもお分かりでしょう。このように、「保障と積立て両方のニーズに応えられる商品」は生命保険だけです。

下表のケースでは、ほぼ15年間保険契約を続けることで、約100%超の単純返戻率になります。その時点では約2億円の積立てが出来ている勘定です。死亡保険の5億円は、被保険者である社長が亡くなるという事態で支払われるものですが、約2億については、様々な資金需要に対応出来るのです。

このように中小企業の多くは、万一の保障を買いながら、同時に解約返戻金という積立て機能も買うことで効率的に保険活用をする会社が増えていきます。

会社経営は、いつも好調の時ばかりではなく、“山あれば谷あり”の連続です。イザというときに、この解約返戻金(積立金)があることで救われた会社を、私たちは数多く見て来ました。

(例) 40歳男性：死亡保障額5億円 保険期間100歳満了、払込65歳満了				
	払込保険料累計	解約返戻金	単純返戻率	含み損益
初年度	13,985,500円	10,050,000円	71.86%	1,021,855円
3年目	41,956,500円	36,700,000円	87.47%	3,484,435円
5年目	69,927,500円	64,000,000円	91.52%	8,640,725円
10年目	139,855,000円	135,450,000円	96.85%	24,731,450円
15年目	209,782,500円	210,050,000円	100.12%	43,972,175円
20年目	279,710,000円	290,300,000円	103.78%	68,862,900円

## 安全管理体制を軽視し死亡事故が発生 社会的信用を失墜し廃業へ

### 安全管理体制構築の必要性

平成 年7月、兵庫県のA社が経営する総合スポーツ施設にて、トレーニング機器が転倒し利用者が圧死するという事故が発生した。建設業A社が本業の不振を補うための新規事業として、総合スポーツ施設の営業を開始してわずか1ヶ月後に発生した事故であった。中古の施設建物および機器を購入し急ピッチに業務運営体制を整え開業に漕ぎ着けたものの、安全管理体制は不完全な状態のままであった。施設全般の管理に関しては当初からビルメンテナンス会社B社に業務委託していたが、トレーニング機器の管理に関してはB社との委託契約内容に含まれておらず、結果として管理が放置されている状態での事故であった。明らかにA社の安全管理体制の不備が原因の事故であるとして、A社は高額な損害賠償請求を受けるとともに、知名度の向上のために施設の名称に企業名を使用していたことが逆に悪評を広める要因となり、本業の建設業の売上も急速に減少し倒産に至った。

安全管理体制の構築は事業主としての企業の最も大きな社会的責任のひとつであると言えます。

業務のすべてを外部に委託するとしても、一部を委託するにしても、事業主としての企業は安全に関しての最終責任を免れることは出来ませんし、業務委託契約書の内容に含まれない事項に関しては、当然のことながら外部業者の責任を問うことは基本的には一切出来ません。

業務の外部委託の目的としては「専門分野の委託」「効率化」「コスト面の優位性」etc.と様々考えられますが、「外部委託の目的の明確化」「委託する業務範囲の明確化」「委託先業者の責任範囲の明確化」を行ったうえで、最適な業者の選定を行わなけ

ればリスクを増大させる要因になります。

### 発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

安全管理体制が確立していないということは、事業に関わる労働者や外部業者の責任の範囲が明確化されていないということに繋がります。そのような状態で事業が遂行されれば当然の結果として発生頻度は高くなり、強度も大きくならざるを得ないでしょう。

### 【リスク対策】

#### リスクコントロール対策(技術的対策)

- ・事前のリスクの洗い出し、調査、分析、対策の検討
- ・安全管理体制の確立
- ・安全管理マニュアルの作成および実践
- ・従業員教育や日常点検業務の継続的な実践
- ・PDCAサイクルの実践
- ・外部委託業者の厳選および業務範囲・責任範囲の明確化

#### リスクファイナンス対策(財務的対策)

- ・適切な損害保険の手配(本件においては施設賠償責任保険等)

株式会社アルマック関西  
リスクコンサルタント・社会保険労務士  
伊藤 健吾

12月10日(水)18:30~全国RM研究会:

元(株)やずや番頭役として成功を収めてきたあの西野社長による『売上リスク解決マーケティングの手法』

詳細は、[http://www.almac.co.jp/page.html/rm\\_study/index.html](http://www.almac.co.jp/page.html/rm_study/index.html) か、末尾記載の連絡先にお問合せ下さい。

# 時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

## 蘇れ医療 安全のコスト

「世界的に評価の高い日本のものづくりのノウハウを医療にいかせないか」という発想から、トヨタ自動車の「カイゼン」を導入し、目覚しい成果をあげた米国医療センターの事例等を記事は伝えています。

同医療センター院長は、「付加価値のないムダを削ればかえって質と安全は改善する」と言い切ります。発言の中にある“付加価値”は重要なキーワードです。つまり何に対する付加価値なのか？だからです。医療の現場では、患者の命を救うことが最重要使命でしょう。記事の中でも、患者への危険を感じたら治療を止める権限を、5,000人を超える職員すべてに与えたとあります。患者の命を救うという視点から組織にあるムダを洗い出すと多くのムダが削れたという訳です。利益と安全は相反すると思われがちですが、患者(お客様)の視点に立つことで、実はそうではないという事実を認識することができます。

## 教員のうつ傾向深刻 一般企業の2.5倍

子どもの訴えを充分聞く余裕が持てない教員が6割超、1週間で休める日が0という人も5割近く、更にはうつ傾向を示す教員も一般企業の2.5倍に上ると、文部科学省の委託調査で明らかになったと記事は伝えています。

これは深刻な問題をはらんでいます。未来の人材を育成する教育の場所であり、教える立場の教員が病んでいる実態があるからです。一般企業であれば、生徒はお客様にあたります。その生徒の声(訴え)を充分聞く余裕が持てない教員が6割だとしたら、誰の為に休まず働いているのでしょうか？未来の人材を育成する「使命」が歪んでいるとしか思えません。日々目先の業務に追い回され、本来の目的・目標がいつの間にか歪んでしまったことで、使命感を持てず埋没し“うつ傾向”に陥っていくとしたら悲惨です。教員数不足だけでなく、問題の根の深さを感じます。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

## 編集後記

師走を迎えたこの時期、飲酒運転によるいたましい事故には本当に心がいたみます。飲酒後すぐの運転はまさにもってのほかですが、飲酒などの弊害予防に取り組むNPO法人の調べによると、飲酒運転で検挙され、職場で懲戒解雇処分を受けた違反者の3分の1は、飲酒後かなりの時間の仮眠や休息をとり、酔いをさまそうとしたケースなのだそうです。何をどのくらい飲んだから何時間あけて...なんて細かい数字よりも、【飲み会の翌朝の運転はご法度！】が、社会常識になるのでしょうか...

どうか皆さま、これからも安全運転で、よいお年をお迎え下さい。この一年のご愛顧、誠にありがとうございました。(櫻井)

RM INFORMATION VOL.72 2008.12  
2008年12月発行 定価420円(税込)

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。